

香南市立夜須中学校消防計画

(目的)

第1条 この計画は、消防法第8条第1項に基づき、香南市立夜須中学校（以下「学校」という）の防火管理について必要事項を定め、火災、地震、その他の災害の予防と人命の安全及び被害の軽減を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この計画は、学校に勤務する教職員及び生徒並びに出入りする全ての者に適用する。

(管理権原者の責務)

第3条

- 1 管理権原者は、事業所の防火管理業務について、全ての責任を持つものとする。
- 2 管理権原者は、管理的又は監督的な立場にあり、かつ、防火管理業務を適切に遂行できる権限を持つ者を防火管理者として選任し、防火管理業務を行わせなければならない。
- 3 管理権原者は、防火管理者が消防計画を作成（変更）する場合、必要な指示を与えなければならない。
- 4 管理権原者は、防火上の建物構造の不備や消防用設備等の不備欠陥が発見された場合は、速やかに改修しなければならない。

(防火管理者の責務)

第4条 防火管理者は、管理権原者の指示に基づき消防計画の作成及び実行について全ての権限を持って次に掲げる業務を行う。

- 1 消防計画の作成（変更）と消防署への届出
- 2 消火、通報、避難誘導訓練等の実施と消防署への事前通報
- 3 火災予防上の自主点検の実施と監督
- 4 消防用設備等の整備及び法定点検の立会い
- 5 防火対象物の法定点検の立会い
- 6 改修工事等の工事中の立会い及び安全対策の樹立
- 7 火気使用設備、器具の取扱い喫煙管理等の火気使用、取扱いの指導及び監督
- 8 収容人員の適正管理
- 9 教職員や生徒等に対する防災教育の実施
- 10 火元責任者の選任とその者に対する指導、監督
- 11 管理権原者への防火管理上必要な提案や報告
- 12 放火防止対策の推進

(火元責任者の業務)

第5条 火元責任者は、防火管理者を補佐するとともに次に掲げる業務を行う。

- 1 担当区域内の火気の管理に関すること。
- 2 担当区域内の建物、火気設備器具、危険物設備、電気設備等及び消防用設備等の維持管理に関すること。
- 3 地震等における火気使用設備、火気使用器具の安全に関すること。
- 4 その他、防火管理上必要な業務に関すること。

(教職員等の遵守事項)

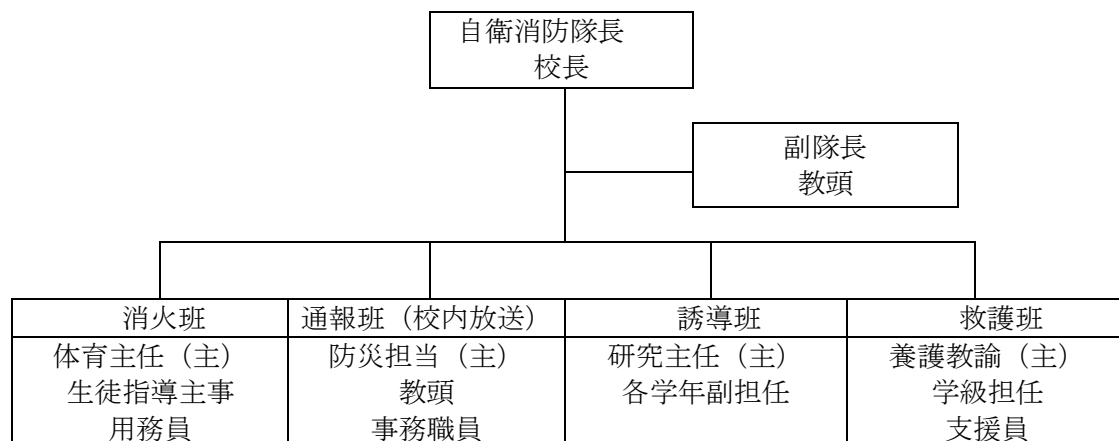
第6条 学校に勤務するすべての教職員は、日常を通じて各種災害等を防止するため、次に掲げる事項を遵守する。

- 1 避難口、階段、避難通路等には避難障害となる物を置かないこと。
- 2 防火戸付近には障害となる物品を置かない。
- 3 火気使用設備・器具を使用する場合は、周囲に可燃物を置かない。
- 4 指定された場所以外で、火気を取り扱う場合は、防火管理者に事前に連絡し、承認を取る。
- 5 生徒の防災意識の向上をめざした指導や支援を行う。

(自衛消防組織)

第7条 火災等の災害が発生した場合には、学校の自衛消防組織に基づき、その被害を最小限にとどめるために次の活動を行う。なお、自衛消防組織表は、職員室及び休憩室に掲示する。

- 1 消火班・・・消火器・屋内消火栓等で初期消火を行う。
- 2 誘導班・・・放送設備、拡声器等を使用し誘導する。誘導員は、避難経路図に基づき誘導する。その他、逃げ遅れた者の確認。
- 3 通報班・・・電話により、通報する。
- 4 救護班・・・負傷生徒等の安全防護及び応急救護並びに救出等にあたる。



(消防用設備等の法定点検と報告)

第8条 消防用設備等の法定点検は、資格を有する業者に委託し、その検査結果については、管理権原者を通じて、3年に1回所轄する消防長に報告する。

- 1 防火管理者は、点検検査結果に基づく不備欠陥事項について改修計画をたて、その促進を計るとともに、管理権原者に報告する。
- 2 点検結果の記録は「防火管理維持台帳」に保存する。
- 3 防火管理者は、点検に立会い不備があった場合は説明を受ける。

(消防用設備等の自主点検について)

第9条 消防設備士等が行う法定点検とは別に、消防用設備について別表1に基づき半年に1回点検を実施する。不備については、管理権原者へ報告し、修繕計画を立て整備し、常に有効に機能するように維持管理に努める。

業 者 名	(株) 藤島	点 検 時 期	7 月
点検実施者	(株) 藤島		2 月

(防火・避難施設等の自主点検について)

第10条 防火設備・避難施設等について別表2に基づき学期に1回に点検を実施する。構造・区画等に変更がないようにし、防火設備・避難設備が、常に有効に機能するよう維持管理する。

(火災予防上の自主点検)

第11条 日常の火災予防及び地震等災害発生時の出火防止を図るため、建物、火気使用設備・電気設備等の自主点検 (別表3・4) を実施する。

点 検 対 象	点 検 実 施 日	点 検 責 任 者	そ の 他 必 要 事 項
別 表 3	6・9・12・3月	火元責任者	
別 表 4	6・12月	教頭	

(放火防止対策)

第12条 全教職員は、放火を防止するために次に掲げる事項を遵守する。

- 1 建物の外周部及び敷地内にはダンボール等の可燃物を放置しない。
- 2 空室や倉庫等、常時使用しない場合は、施錠する。
- 3 終業時には、火元責任者及び日直担当者等は火気及び施錠の確認を行う。

- 4 駐車場内の車輛は、施錠する。
- 5 挙動不審者を見かけたら、防火管理者に報告する。
- 6 休日・夜間帯での部外者の侵入防止措置を講じる。

(地震対策)

第13条 防火管理者及び火元責任者は、地震時の災害を防止するため、次に掲げる事項を実施する。

- 1 窓ガラスの飛散防止及び看板等の落下防止措置を行う。
- 2 ロッカーや棚等の転倒防止措置を行う。
- 3 地震に備えて、非常用物品等を確保し、定期的に整備を実施する。
- 4 地震に備えて、生徒及び教職員の避難訓練を定期的に行う。

(地震後の安全措置)

第14条 地震が発生した場合には、次に掲げる措置を講じる。

- 1 地震発生後は、原則生徒の身を守ることを第一とする。
- 2 火気使用設備、器具の直近にいる教職員は、生徒の避難を第一に考えながら、可能な範囲で元栓、器具栓の閉止及び電源遮断を行う。
- 3 出火場所の確認、けが人の発生状況を確認する。
- 4 避難経路の確保及び施設の被害状況を把握する。
- 5 各設備器具は、安全を確認した後、使用する。
- 6 情報収集（テレビ・ラジオ等）
- 7 避難場所への避難誘導
 - 1 次避難場所 自動車専用道路の高架下
 - 2 次避難場所 夜須こども園

(工事中の安全対策)

第15条 防火管理者は、工事を行うときは、工事中の安全対策を樹立するとともに、管理権原者に提出した工事計画書を確認し、管理権原者とともに、工事人に対して次の事項を周知し、遵守させる。

- 1 溶接・溶断等、火気を使用して工事を行う場合は、消火器等を準備して、消火できる体制をとること。
- 2 工事を行う者は、防火管理者が指定した場所以外では、喫煙、火気の使用等を行わないこと。
- 3 工事場所ごとに火気の責任者を指定し、工事の状況について、定期的に管理権原者または防火管理者に報告させること。
- 4 危険物等を持ち込む場合には、管理権原者及び防火管理者の承認を受けること。
- 5 放火を防止するために、資機材等の整理、整頓をすること。
- 6 その他管理権原者や防火管理者の指示すること。

(消防訓練)

第16条 消防訓練を、消火・避難・通報訓練については年に1回以上実施する。自主的に実施する場合、消防本部立会で実施する場合等関係なく、事前に必要な届出を香南市消防本部まで届ける。併せて、委託契約者にも連絡をする。

(防災教育)

第17条 防災知識並びに自衛消防活動及び震災対応技術の向上を図る。全生徒に対する教育は年3回実施するものとし、各学年は学級担任の指導のもと、各教科や特別活動等のなかで適宜行うものとする。また、教職員は年3回の全体実施の前後等に次の内容を行うこととする。

- 1 消防計画の周知徹底
- 2 火災予防上の遵守事項
- 3 防火管理上の各教職員の任務及び責任の周知徹底
- 4 消防用設備器具等取扱いに関する教育
- 5 生徒等の避難誘導方法の教育
- 6 地震知識の教育

(消防機関への連絡、報告)

第 18 条 下記に示す内容については、香南市消防本部へ事前に連絡をし、必要に応じて届け出る。

- 1 防火管理者の選任（解任）または変更の届出
- 2 消防計画の変更の届出
- 3 消防用設備等の法定点検の結果の届出
- 4 消防用設備等に支障がある改装工事等の「工事中の消防計画」の届出
- 5 消火・避難・通報訓練を実施する際の「消防訓練実施について」の届出
- 6 用途変更や区画変更等

(防火管理業務の委託)

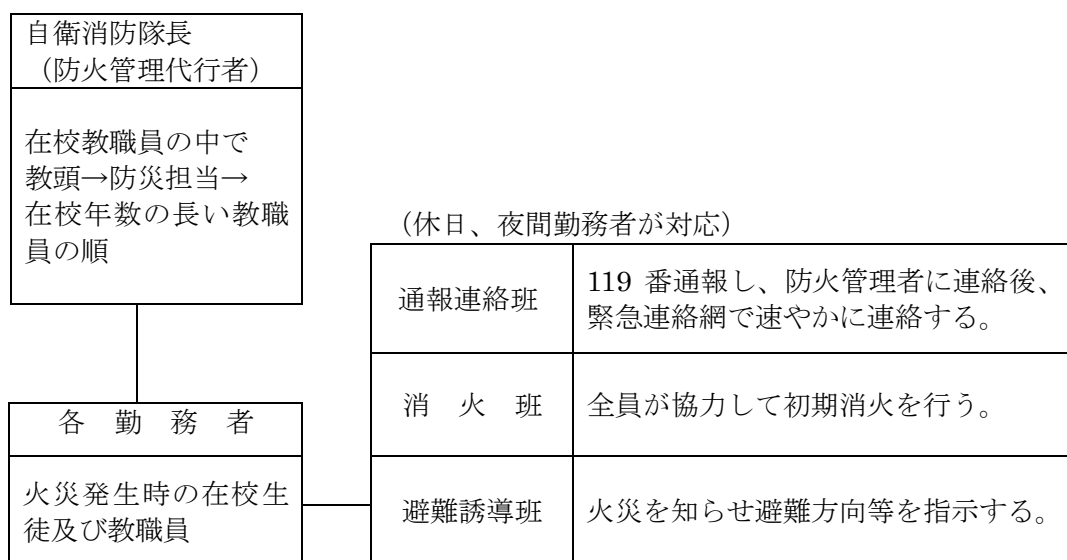
第 19 条 防火管理業務の委託（**有** ・ 無 ）

防火管理に関する業務の一部を別表 5 のとおりに委託する。

(夜間・休日の防火管理体制)

第 20 条

- 1 夜間・休日に教職員が勤務し、防火管理者の不在となる場合の自衛消防組織は次のとおりとする。



- 2 休日、夜間の勤務者は、火元の確認など火災予防上の安全確保に留意する。

3 休日、夜間における自衛消防活動は、勤務している者等で行う。なお、緊急連絡等により連絡を受けて学校に応援にくる場合は、防火管理者または防火管理者代行者の指示により行動する。

(避難経路・避難場所)

第 21 条 災害発生時は下記の避難経路に生徒を誘導し、速やかに避難を行う。

- 1 火災発生時

1 階にいる者は火災発生場所から離れた出入口や窓から、2・3 階にいる者は火災発生場所から離れた階段を利用して火災発生階や直上階の避難を最優先とし、1 階に降り、出入口や窓から、運動場に避難する。

- 2 地震発生時

校舎内にいる者は地震の揺れがおさまったことを確認し、1 階北に面する出入口や窓から渡り廊下から敷地外へ出た後、西山八幡宮側道を通り第 1 次避難場所へ避難する。状況を確認のうえ、第 1 次避難場所で危険が生じると判断される場合は、管理者の指示のもと、第 2 次避難場所へ避難する。

別表1 消防用設備等自主点検チェック票（半年に1回実施）

実施設備	確認場所	点検結果
消火器 (__年__月__日実施)	(1) 設置場所は適正か。	
	(2) 薬剤の漏れ及び消火器の変形, 損傷, 腐食等がないか。	
	(3) 安全栓の外れ, 封の脱落はないか。	
	(4) ホースに変形, 損傷, 老化等がなく, 消火薬剤が固形化していないか。	
	(5) 圧力計は適正な指示範囲にあるか。	
屋内消火栓 (__年__月__日実施)	(1) 使用上の障害となる物品がないか。	
	(2) 消火栓扉は確実に開閉できるか。	
	(3) ホース, ノズルが接続され, 変形, 損傷等がないか。	
	(4) 消火栓扉の表面には, 「消火栓」と表示されているか。	
	(5) 表示灯は点灯しているか。	
自動火災報知設備 (__年__月__日実施)	(1) 表示灯は点灯しているか。	
	(2) 受信機のスイッチは, ベル停止となっていないか。	
	(3) 用途変更, 間仕切り変更による未警戒部分がないか。	
	(4) 感知器の破損, 変形, 脱落がないか。	
	(5) 予備電源の容量は適正か。	
3階避難器具 (__年__月__日実施)	(1) 避難に際し, 容易に接近できるか。	
	(2) 格納場所の付近に物品等が置かれ, 避難器具の操作障害及び所在がわかりにくくなっていないか。	
	(3) 開口部付近に書棚, 展示台等が置かれ, 開口部をふさいでいないか。	
	(4) 降下する際に障害となるものがなく, 必要な広さが確保されているか。	
	(5) 標識に変形, 脱落, 汚損がないか。	
体育館の誘導灯 (__年__月__日実施)	(1) 目視で誘導灯の点灯が切れていないか。	
	(2) 充電ランプ及び点灯ランプは正常か。	
点検実施者氏名	備考	防火管理者確認
消火設備・・・		㊞
警報設備・・・		
避難設備・・・		

(備考) 不備・欠陥がある場合は, 直ちに防火管理者に報告します。

(凡例) ○～良 ×～不良 △～即時改修

別表２ 防火・避難施設等の自主点検チェック票（学期に１回実施）

（備考） 検査を実施し、良の場合は○を、不備のある場合は×を、即時改修した場合は△を付けて下さい。ただし、不備・欠陥がある場合には、直ちに防火管理者に報告するものとします。

実 施 項 目		確 認 事 項	結 果
避難設備	避難通路	廊下等の避難通路の幅が確保されているか	
		避難上支障となる物品がないか	
	階段 (屋内・屋外)	物品等が置かれていないか	
		手すりの取り付け部のゆるみ、手すり部分の破損がないか	
	避難出口	各教室や体育館等の扉が内部から容易に開放できるか、幅は適切か	
		出入口付近に物品が置かれていないか	
防火施設	防火区画	防火区画を構成する壁、天井に破損がないか	
		改修工事等により防火区画が改造または撤去されていないか	
		階段内に配管、ダクト、電気配線等が貫通していないか	
	防火戸	防火戸は完全に閉鎖できるか	
		防火戸の変形、損傷はないか（ガイドレール、取り付け枠等についても変形・損傷はないか）	
		防火戸が閉鎖した状態で、隙間が生じていないか	
		防火戸の閉鎖の障害となる物品等を放置していないか	
	電気	コンセント 類	過剰なタコ足配線が生じていないか
コンセント付近にほこりが蓄積していないか			
点検実施者氏名		点検実施日	防火管理者確認
		年 月 日実施	(印)

別表3 自主点検票（6・9・12・3月に実施）

[illegible]

備考) 点検を行い、良の場合は○を、不備のある場合は×を付けてください。ただし、不備・欠陥がある場合には、直ちに防火管理者に報告するものとします。

別表4 自主点検票（6月・12月に点検を実施）

実 施 項 目 及 び 確 認 箇 所			結 果	
建 物 構 造	(1) 基礎部は、上部の構造体に影響を及ぼすような沈下・傾き・ひび割れ・欠損等がないか。			
	(2) 柱・はり・壁・床等のコンクリートに欠損・ひび割れ・脱落・風化はないか。			
	(3) 天井仕上材に、はく落、落下のおそれのあるたるみ・ひび割れ等がないか。			
	(4) 窓枠・サッシ等には、ガラス等の落下、又は枠自体のはずれのおそれのある腐食、ゆるみ、著しい変形等がないか。			
	(5) 外壁（貼石・タイル・モルタル・塗壁等）に、はく落、落下のおそれのあるひび割れ・浮き上がり等が生じていないか。			
	(6) 駐車場階段の各構成部材及びその結合部に、ゆるみ・ひび割れ・腐食・老化等はないか。			
	(7) 室内階段手すりの支柱が破損・腐食していないか。また、取付部にゆるみ・浮きがないか。			
火 気 使 用 設 備	ガスコンロ，湯沸器 ① 可燃物品からの保有距離は適正か。			
	② 異常燃焼時に安全装置は適正に機能するか。			
	③ ガス配管は亀裂，老化，損傷していないか。			
	④ 換気扇は正常の作動し、清掃もされているか。			
	⑤ 燃焼器具の周辺部に炭化しているところはないか。			
	⑥ その他火気使用器具類の管理保管は適切に行われているか。			
電 気 設 備	変電設備 ① 電気主任技術者等の資格を有する者が検査を行っているか。			
	② 変電設備の周囲に可燃物を置いていないか。			
	③ 変電設備に異音，過熱はないか。			
	電気器具 ① タコ足の接続を行っていないか。			
	② 許容電流の範囲内で電気器具を適正に使用しているか。			
薬 品 保 管	薬品等危険物 ① 理科実験用薬品類は適切に保管されているか。			
	② 保健衛生関係薬品類は適切に保管されているか。			
点検実施者氏名		点検実施日	備 考	防火管理者確認
		年 月 日実施		㊞

別表5 防火管理業務の一部委託状況

(令和6年10月1日現在)

<遠隔移報方式>

防火対象物名称	香南市立夜須中学校		
管理権原者氏名	香南市教育長		
防火管理者氏名	夜須中学校長		
受 託 者			
氏 名（名 称）	総合警備保障株式会社 高知支社		
住 所（所在地）	高知市駅前町5-5 電話番号 088-882-2661		
担 当 事 務 所	香南市野市町西野2262-1 電話番号 0120-86-7799		
防火管理業務の範囲	☒ 火災異常の遠隔監視及び現場確認業務 ☒ 火災が発生した場合の初動措置 ☐ 初期消火 ☒ 通報連絡 ☒ その他 防火管理者への緊急連絡		
防火管理業務の方法	現場確認要員の待機場所	総合警備保障株式会社 高知東待機所	
	到着所要時間	約11分	
	委託する防火対象物の区域	香南市立夜須中学校(地上3階)	
	委託する時間帯	学校の課業日以外及び学校課業日の早朝・夜間における警備システム作動時間帯	

別表6	日常の火災予防の担当者と日常の注意事項		
防火管理者		役職	校長
防火担当責任者		役職	教頭
火元責任者		火元責任者	
担当区域	担当者	担当区域	担当者
職員室・湯沸室	教頭	図書室	国語教員
校長室	校長	1年教室	1年学級担任
教材室・資料室	事務職員	3年教室	3年学級担任
会議室	生徒指導主事	特別支援教室(2階)	知的担任
放送室	音楽担当	音楽室	音楽教員
特別支援教室ABC(1階)	特支コーディネーター	2年教室	2年学級担任
保健室	養護教員	理科室・準備室	理科教員
美術室・準備室	美術教員	給食・用務員室	用務員
家庭科室・準備室	家庭科教員	相談室	養護教員
英語教室	英語教員	体育館	体育主任
技術室・CP室	教頭	体育倉庫	体育主任
クラブハウス	陸上部顧問	倉庫A・B(3階)	陸上部顧問
倉庫(1階)	陸上部顧問	プール・更衣室	体育主任
担当者の任務			
防災管理者	・当該施設の防火管理業務の統括責任者		
	・火元責任者に対し指導監督を行う。		
防災担当責任者	・火災要望について責任をもち、火元責任者に対し指導監督を行う。		
	・防火管理者の補佐を行う。		
火元責任者	・担当区域の火災予防について担当区域をチェックし、防火管理者に		
	報告する。		
教職員等の注意事項			
1. 消火器、屋内消火栓などが設置してある場所や階段、通路、出入り口などの周辺に物品を行いこと。			
2. 防火戸の付近には、閉鎖の生涯となる物品を置かないこと。			
3. 夏季設備器具の周辺は、よく整理整頓して燃えるものを接して置かないこと。			
4. 校長室、職員室などから最後に出る人は、必ず火の始末をすること。			
5. 敷地内では喫煙しないこと。			
6. 廊下、階段、トイレなどに燃えるものを置かないこと。			
7. 危険物品等を使用するときは、必ず防火管理者又は防火担当責任者に報告すること。			
8. 異常事態が発生したときは、必ず防火管理者に報告すること。			
9. 建物内外の知り整頓を行い、ゴミや段ボール箱など燃えやすいものは、決められた時間以外は外に出さないこと。			
10. 電気、ガスなどの火気設備器具のスイッチを切り、各室の安全を確かめた後、施錠すること。			
11. 火元責任者は、担当区域の火気の状況を責任をもって管理すること。			

【別紙】理科室の薬品リスト

更新日 令和7年9月4日

薬品名	質量(g)	薬品名	質量(g)
塩化銅(II)ニ水和物	512.03	メチレンブルー	40.3
精製硫黄	849.09	硝酸銀	88.9
硫黄	471.76	硝酸銀	63.7
硫黄(粉末)	155.7	メチルオレンジ	113.2
塩化ナトリウム	60.75	ステンレス用離型剤	286.3
硫黄(粉末・試薬)	337.28	グリセリン	700.9
水酸化カルシウム	413.44	グリセリン	446
酸化銅(II)	174.1	恐らく水酸化カルシウム	1383
フェノールフタレイン溶液	337.28	イソプロパノール	500.5
硫酸銅(II)五水和物	711.2	イソプロパノール	602
二酸化マンガ	203.61	イソプロピルアルコール	509
水酸化バリウム八水和物	217.61	アルミニウム粉末	98.9
塩化アンモニウム	376.83	アルミニウム粉末	474
塩化アンモニウム(別メーカー)	234.14	尿中タンパク質検査用紙×3	369
水酸化バリウム八水和物(別メーカー)	540.94	ヨードチンキ×2	252
水酸化カルシウム(別容器)	178.95	オパール加工糊筆用加工剤	110
水酸化ナトリウム	108.44	Red Cabbage Jiffy Juice	32.2
水酸化ナトリウム(粒状)	568.14	尿素	100
水酸化ナトリウム(別メーカー)	245.32	亜硝酸ナトリウム	513
塩化ナトリウム(大瓶)	516.8	パルミチン酸	389.5
水酸化ナトリウム(古い容器)	76.47	亜鉛(粒状)	221.3
1級 エタノール	698.84	炭酸アンモニウム	530.7
1級 エタノール	699.99	硫酸マグネシウム(7水和物)	510
1級 エタノール	306.36	硝酸	811
メタノール	104.99	酢酸	405
オキシドール	452.45	水銀	605
1級塩酸	630.46	ブチルアルコール	738
1級塩酸	909.66	アセトン	596
1級硫酸	1103.7	アセトン	384
アンモニア4%	82.84	メチレンブルー	40.3
硫酸亜鉛水溶液	382.66	インジコカルミン	642.6
硝酸銀水溶液	134.23	インジコカルミン	37.7
硫酸銅水溶液	361.55	インジコカルミン	40.2
塩化銅水溶液	682.1	カーバイド(炭化カルシウム)	862.2
アンモニア水	532.91	アルギン酸ナトリウム	564
アンモニア水	618.26		
アンモニア水	176.8		